

産業医選任義務のない労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や労働者の皆様の 健康相談・面接指導を無料で行っています

1

労働者の健康管理についての相談

(1)脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の検査、血糖検査、尿中の糖の検査、心電図検査）などに、異常の所見がある労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

(2)メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

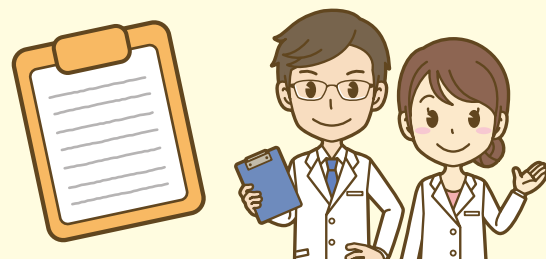
不眠などメンタルヘルス不調を感じている労働者、定期健康診断の際、ストレスに関連する症状・不調を把握された労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2

健康診断の結果に基づく 医師からの意見聴取 (法令事項)

労働安全衛生法は、事業者に対して、**健康診断で異常の所見があった労働者の健康保持のために必要な措置について、医師から意見を聴取することが義務づけられています。**

(労働安全衛生法第66条の4)



3

長時間労働者に対する 面接指導 (法令事項)



脳・心臓疾患の発生を予防するため、時間外、休日労働時間が**月80時間を超え疲労の蓄積が認められる者**に対し、事業者は**医師による面接指導を実施することが義務づけられています。**

(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2)

また時間外・休日労働時間が**月80時間未満**でも、**疲労の蓄積が認められる者や、健康上の不安を有している者等**に対しても**医師による面接指導が努力義務**とされています。

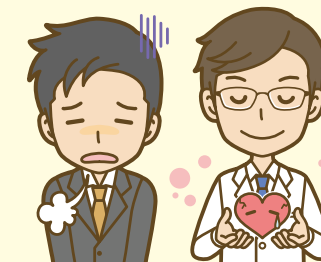
(労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8)

4

ストレスチェックに係る 高ストレス者の面接指導 (法令事項)

ストレスチェックの結果、**高ストレス**であり、面接指導が必要であると、ストレスチェック実施者が判定した者を対象として、**面接指導を実施することが義務づけられています。**

(労働安全衛生法第66条の10)



ご希望により

個別訪問指導も行います

訪問を希望する小規模事業場を**医師、保健師**または**労働衛生工学の専門家**が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



産業保健サービスをご利用の際は**事前にお申し込み**が必要です。

お電話



または

FAX



お気軽にお問合せください。

TEL 024-924-1280

裏面のお申込み用紙にご記入のうえ、お申込みください。

FAX 024-954-4144

相談内容や指導内容については「**秘密**」を守ります。



郡山地域産業保健センター

〒963-8071 郡山市富久山町
久保田字久保田232-1 (2階)